# 技術基準適合認定手数料

#### (1) 技術基準適合認定審査に係る標準手数料 「適合認定」

(令和7年1月1日)

記号		試験結果報告等書類(*1)の	
(*8)		提出あり (*2)	
		単独	複合(*3)
Α	G	38,000	35,000
	Q	38,000	35,000
Α	G	50,000	48,000
		65,000	60,000
Α	G	38,000	35,000
В	Q	36,000	30,000
С	G	38,000	35,000
D	Р	38,000	30,000
		50,000	45,000
Е	G	41,000	38,000
F	Н	45,000	41,000
D	Р	38,000	
-	-	10,000	20,000
	A A B C D	A G A G B Q C G D P	(*8) 提出あり 単独 A G 38,000 A G 50,000 A G 50,000 B Q 36,000 C G 38,000 D P 38,000 E G 41,000 F H 45,000

- (\*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書 2に定める書類とします
- (\*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。「-」表示は、個別見積りとします
- (\*3)「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします
- (\*4)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等 (平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします
- (\*5) インターネットプロトコル電話端末の DE(GP)認定に係る機器は、5 インターネットプロトコル電話端末の料金とします
- (\*6) インターネットプロトコル移動電話端末の DF(HP)認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とします
- (\*7) 技術基準適合認定証書の再発行料は、5,000円/1枚とします
- (\*8) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします
- (\*9) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します
- (\*10) 端末機器の種類は令和 6 年総務省令第 100 号による端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条の改訂内容に読み替えるものとします

#### (2) 技術的条件適合認定審査に係る標準手数料 「条件認定」

(令和元年8月1日)

手数料の額(円)(*7)	記	, , ,			
端末機器の種類	号 (*6)	単独	複合(*3)		
1 移動通信端末機器	J	75,000	61,000		
2 専用通信回線設備等端末機器(*4) ① インタフェースの種類1	L	60,000	45,000		
② インタフェースの種類2以上(1種追加毎)		30,000	22,500		
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	М	64,000	53,000		
4 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	N	70,000	64,000		
5 その他の通信端末機器	K	75,000	62,000		
6 セキュリティ基準にかかわる機器	-	10,000	20,000		

- (\*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします
- (\*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。
- (\*3)「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします
- (\*4)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします
- (\*5) 技術的条件認定証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。
- (\*6) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします。
- (\*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

### 設計認証手数料

### (3)技術基準設計認証審査に係る標準手数料 「設計認証」

(令和7年1月1日)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						± 11/+0)	
手数料の額(円)	記 <del>号</del> (*11)		試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2				
端末機器の種類(*12)	(*11)		新規		一部変更(*3)		
· 小木做品の性類(□2)			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)	
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続さ	Α	G	230,000	210,000	110,000	100,000	
れる端末機器							
(1)							
① 固定電話機							
② 移動電話用		Q	230,000	210,000	110,000	100,000	
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置	Α	G	340,000	330,000	80,000	64,000	
① 収容回線数1回線							
② 収容回線数2回線以上			420,000	400,000	97,000	82,000	
(3) 変復調装置、ファクシミリ	Α	G	230,000	210,000	110,000	100,000	
その他の端末機器							
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	В	Q	100,000	80,000	58,000	42,000	
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	С	G	240,000	220,000	125,000	110,000	
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備	D	Р	95,000	80,000	80,000	65,000	
に接続される端末機器(*5、*9)							
① インタフェースの種類1							
② インタフェースの種類2以上			110,000	95,000	95,000	80,000	
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端	Е	G	270,000	250,000	160,000	135,000	
末機器(*7)							
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続さ	F	Н	290,000	265,000	165,000	140,000	
れる端末機器(*6、*8)							
7 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波	D	Р	80,000	_	70,000	_	
を使用する端末機器)のみに係る機器							
8 セキュリティ基準にかかわる機器	-	-	10,000	20,000	10,000	20,000	

- (\*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします
- (\*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。「一」表示は、個別見積りとします
- (\*3)「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします
- (\*4)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします
- (\*5)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等 (平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします
- (\*6) 移動電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)の移動電話端末で複数の方式(FDD-LTE, TDD-LTE, FDD-NR, TDD-NR等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算します
- (\*7) インターネットプロトコル電話端末のDE(GP)認定に係る機器は、「5インターネットプロトコル電話端末」の料金とする。本認定に係る内線構成品がある場合(一部変更を除く)、表に掲げる額に3万円加算します
- (\*8) インターネットプロトコル移動電話端末のDF(HP)認定に係る機器は、「6インターネットプロトコル移動電話端末」の料金とします。また、インターネットプロトコル移動電話端末と移動電話用端末との双方にまたがる端末(一部変更を除く)は表に掲げる額から5万円減額します
- (\*9)「WLAN を除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される移動電話端末は「1移動電話端末」の料金とします。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみに「1移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインタフェースは「4専用通信回線設備等端末」の料金とします
- (\*10) 設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします
- (\*11) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします
- (\*12) 端末機器の種類は令和 6 年総務省令第 100 号による端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条の改訂内容に読み替えるものとします

## (4)技術的条件設計認証審査に係る標準手数料 「条件設計認証」

(令和元年8月1日)

手数料の額(円)	記 試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)						
<b>は土地里の</b> 種類		新	規	一部変更(*3)			
端末機器の種類	(*7)	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)		
1 移動通信端末機器	J	266,000	224,000	175,000	132,000		
2 専用通信回線設備等端末機器	L	123,000	86,000	90,000	50,000		
① インタフェースの種類1(*5)							
② 種類2以上(1種追加毎)		10,000	5,000	9,000	2,000		
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	М	228,000	207,000	125,000	104,000		
4 インターネットプロトコル移動電話用設備	N	245,000	212,000	150,000	120,000		
に接続される端末機器							
5 その他の通信端末機器	K	280,000	235,000	178,000	135,000		
6 セキュリティ基準にかかわる機器	-	10,000	20,000	10,000	20,000		

- (\*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします
- (\*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。
- (\*3)「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします
- (\*4)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします
- (\*5)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等 (平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします
- (\*6) 条件設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。
- (\*7) 記号とは、附属書11に記載の端末機器の種類の記号とします。